

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（南千住駅前ふれあい館ほか1館 自動ドア装置交換）	№5200715
工（納）期	令和8年2月27日	
契約締結日	令和7年9月16日	
契約金額	2,036,100円（消費税込み）	

契約相手方	ナブコシステム株式会社 (法人番号：7010401021307)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約(南千住駅前ふれあい館ほか1館 自動ドア装置交換)
指名業者 (案)	名 称 ナブコシステム株式会社 代表者 東京第一メンテナンス支店長 松井 久直 所在地 東京都港区浜松町一丁目10番4号
特命理由	本件は、南千住駅前ふれあい館、荒木田ふれあい館に設置している自動ドアについて、自動ドア装置の交換修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、当該設備の製造会社であり、設備の構造を熟知しているほか、これまで当該館で実施した点検や工事の履行状況も良好である。 また、製造会社である上記業者は本工事の施工前に設備の全面点検や現場確認を実施しているため、設備内の各機器や部品の劣化状況等についても既に把握しており、必要な交換部品を迅速に調達することが可能である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)